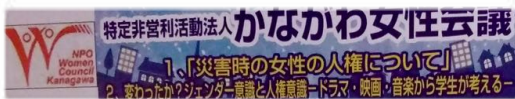


川崎の男女共同社会を **すすめる会通信** No.187

●連絡先 藤井光子 hymico@me.com ☎&FAX 044-944-7872 ●発行日2017年 12月20日
〒214-0003 川崎市多摩区菅稲田堤3-8-2-503 ●HP <http://web-k2.jp/ssk1985/>

すすめる会も「防災寸劇」に出演しました ▶▶▶ かながわ女性会議企画



◀12月2日、クイーンズスクエアで行われた神奈川県の人権フェアの取組みで、かながわ女性会議のプログラム「防災寸劇」に参加しました。▷場面は、災害から数日後のある避難所、救援物資の分け方や洗濯物の干場についての行き違いをめぐるミニドラマを女性役を男性、男性役を女性と配役を逆にすることによって想像力を描き立たせるもので、面白く取り組みました。(杉目)

◀12月14日 女性のための防災講座(第4回)
講師 NPO法人かながわ女性会議理事長 吉田洋子
「女性の視点で見た被災地の現実」を寸劇で体験する企画に参加。寸劇の面白さにハマりそうです。(藤井)

大学生が研究発表・・・専修大学経済学部3ゼミ 働く・食べる・遊ぶ ～3つの『保育の質』について～

▶12月10日、専修大学3ゼミの発表会に参加しました。このゼミは2016年度の協働事業「なぜ保育園足りないの…」講座にも参加してくれた兵頭教授のゼミです。今年度も学生たちは「保育」をテーマに選び、ワーカーズネットにも関わっている「保育問題流会」と一緒に市内認可保育園にアンケート調査を行い772名の回答を得て、それを元に研究を進めていました。

▶他の2つの発表も「女性活躍社会の実現のために/鈴木ゼミ」「ひとり親家庭の現状と支援のあり方について/小池ゼミ」と、まさにジェンダーの問題の中核をつくテーマを選定、学生たちの意識の高さが表れていました。参加してよかったです。(藤井・杉)



第28回 子どもの未来をひらく川崎集会・・・12/3 in 川崎市立特別支援学校

▶第9分科会「今、若者が働くということ」に参加しました。社労士の岸田則子さんが取組んでいるワークルール出前授業の話に続いて、若者たちの実態報告が続きました。非正規雇用の増加で悪化する労働環境が広がっていることがよくわかった分科会でした。(杉目)

▶斉藤環さんの講演「自分が自分であってほしいようぶ-精神科医からのメッセージ-」を聞いて、とても元気づけられました。(黒田)

♡協働事業での相談タイム

今年度の企画では、あらかじめ講座了後30分をめやすに相談コーナーを設け「講師が希望者に個別で応じます」とアナウンスしました。

①「寸劇とクイズで学ぶワークルール」

②「働く人が覚えておきたいワークルールの話」のテーマは実際に問題にぶつかっているケースもあり、参加された方からご自分の労働環境についての質問などが多くだされ、その場でご専門の方に回答してもらう場面もありました。さらにコーナーも活用していただきました。

10月1日の講座では3名の方がこの相談コーナーを利用、ご自分が今困っていることや疑問について、アドバイスを受け、自分の中で整理できたという感想あをいただきました。



12/16 NPO法人 ワーカーズネット設立総会が、専修大学生田で行われ、すすめる会も3名が参加し日頃の協力関係に謝意を込めて藤井がリレートークをしました。



すすめる会との交流は改正労働者派遣法から
山口毅大（弁護士）

「改正」労働者派遣法の講師を行ったことをきっかけに、川崎の男女共同社会をすすめる会との交流が始まりました。

講演では正社員、男性と比較して女性派遣労働者が低賃金雇用で貧困化していること。「改正」労働者派遣法が「生涯派遣・正社員ゼロ法」であり、「低賃金・不安定雇用を爆発的に増大させる悪法」であることを解説しました。悪法を廃止し、制度そのものを変えていくためには、市民運動が必要です。

川崎の男女共同社会をすすめる会とは、NPO法人ワーカーズネットかわさきと共に、川崎という地域に根ざし、労働分野や関連する分野における男女共同社会をすすめるという政策目標を実現すべく、お互いに協力し合える関係を強固にしていくことができれば幸いです。川崎の男女共同社会をすすめる会のために、講演・学習会の講師や法律相談担当者としてお手伝いできることがあれば、お声がけ下さい。

（川崎合同法律事務所）

対応して下さった林さん、榮さん、田中さんのうち、榮さん、田中さんの感想をご紹介します

●榮 恭子さん（社会保険労務士）

労務の実務に携わる者として、とても有意義な講座だったと思います。参加者の体験談や相談内容を聞くにつれ、専門家として法律や制度の橋渡しをすることや、トラブルを未然に防ぐことの重要性を、あらためて実感しました。

●田中貴恵さん（キャリアコンサルタント）

ハローワークでの相談では本人が希望する条件がある程度見えている必要があります。しかし意外に今後の働き方や何をやりたいかわからず悩んでいる女性が多いです。今回キャリアプラン作りを支援している相談機関を紹介できてよかったです。

今、ワークルールや労働法を学ぶ重要性が増しています。

林 裕介（弁護士）

ワーカーズネットかわさきは、これまで、ワークルール（労働法）教育を大きな柱の1つとして活動してきました。これは、いわゆる「ブラック企業」が問題視される現在において、働く方たちがワークルールや労働に関する問題について学ぶことの重要性が一層増しているからです。このため、私たちは、初心者の方でも楽しくワークルールを学ぶことのできるワークルールカフェを主催するとともに、大学での学生向けの講義等を含め、様々な場所において、ワークルールや労働問題に関する学習会等を開催してきました。

この度のNPO法人化をきっかけとして、今後も私たちが主催する各学習会等へのより多くの方の参加を呼び掛けるとともに、行政と連携をし、将来社会に飛び出して働くこととなる子どもたち向けに、中学校や高校でのワークルール教育を行っていきたいと考えています。

（川崎北合同法律事務所）

★先日、すすめる会に『川崎の女性のあゆみⅡ』について中国人留学生から電話が入りました。川崎の公害問題を研究している彼は、冊子を大学の先生に紹介されたというのです。さっそく4名が懇談の機会をもちました。
★私たちは横浜国大の修士課程で学んでいるこの呉紹斌しやうひんさんの、礼儀正しく、完璧な日本語と文章力に圧倒されてしまいました。★彼は「日本における大気汚染をめぐる公害反対運動に関する研究」～川崎市を事例に～というテーマに取り組んでおり、その内容の一部として川崎市の公害反対住民運動の聞き取り調査を行っているそうです。★何故川崎市を？と聞くと川崎市について取り上げる人が少ないこと、依然として公害問題をかかえているところが特徴という答えが返ってきました。★勝又さんの1960年代の川崎区の大気汚染についての体験談は、かなりのインパクトがあったようです。★公害をなくす会や当時の運動を取材した「市政報知」の紹介とコピーのお手伝いを約束。若い世代、まして中国の男性に『女性の歩み』を手に取り、活用してもらえることはとても大きな喜びでした。北京の現在の状況などのお話も伺い、有意義で貴重な懇談となりました。（小林）

Good News

Hot News



◀▽すすめる会の講座登場の若手講師が語る、NPO法人ワーカーズネットかわさき

次はスーパーブラック社長を演じたい！

小林展大のぶひろ（弁護士）

2017年に「ワーカーズネットかわさき」がNPO法人化され、「NPO法人ワーカーズネットかわさき」となりました。

私は、川崎の男女共同社会をすすめる会の講座では、労働法の基本事項（賃金・残業代・労働時間等）の解説と寸劇を担当しました。特に寸劇では2年連続で、スーパーブラック社長によるパワー・ハラスメントの被害にあう新入社員役を演じました。この寸劇の経験により、法律知識を知らないために泣き寝入りを強いられるということを私も身をもって実感するようになりました。

その経験をもとにして、翌年以降は寸劇においては新入社員役から脱却し、巧妙に新入社員を追い詰めるスーパーブラック社長役を担当することができないかと思案しているところです

NPO法人ワーカーズネットかわさきを今後ともよろしく願いいたします。

（川崎合同法律事務所）

ワークルール講座を通じて

野口雅人（川崎労連事務局次長）

第1回講座で「労働組合に入ると職場で差別されるから入るなと親族に言われた。本当ですか」と質問した参加者がいました。平成28年度の労働組合加入率は17.3%（厚労省調べ）。労働組合の劣化が上記のような質問をさせたと思われます。職場では正規と非正規、パートと社員の格差は広がっています。パワハラ・セクハラ違法上司には従い、反論すれば差別を受ける風習もあります。おかしくないですか？ くやしくないですか？ その気持ちを持つことが大事です。そして「小さな勇気」をもって話しかけてみてください。となりの非正規さんに話しかけ、向こうのパートさんと酒を酌み交わす。職場の労働環境改善からワークルールライフは始まります。政府からではなく、あなた自身が職場を変えていくことで本当の「働き方改革」をつくり上げる、そのお手伝いをするのが労働組合です。
— NO! MORE `karoshi` —

もう二度とkaroshiをさせないために！

女性ニュース

・セクハラ被害告発「Me too」広がる

アメリカでハリウッドの大物プロデューサーのハーベイ・ワインスタイン氏が 10 月 5 日付けのニューヨーク・タイムズが女優のアシュレイ・ジャッドさんの被害を報じ、告発したことをきっかけにセクハラ被害を公にしようという動きが起き、過去に被害を受けた女優が 100 人近く続々と名乗り出た。

欧州議会でも、10 月 25 日に「Me too」のプラカードを掲げドイツのライントケ議員が自身の被害を語り、欧州連合 (EU) や同議会が対策を講じるよう訴えました。

イギリスでも男性政治家による女性国会職員に対するセクハラの状態化に社会が注目。11 月 1 日にはファロン国防相がセクハラの実任を取って辞任した。

日本でも、ジャーナリストの伊藤詩織さんが告発し、元 TBS のワシントン支局長山口敬之氏は裁判での証拠確定で逮捕状が出されたが、直前に執行がとりやめに、安部政権がらみのもみけし工作でした。

・女性に対する暴力撤廃の国際デー

11 月 25 日の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」にあたり、国連のグテレス事務総長はメッセージ「全世界で女性の 3 人に 1 人以上が一生のうちになんらかの身体的、性的暴力を受けている。7 億 5000 万人の女性が 18 歳未満で結婚していること、女性器切除の被害者が 2 億 5000 万人を超えていることなどを告発。こうした状況を終わらせるため各国、地域で力を合わせよう」と発表。

「今こそ、世界中の女性や女兒が、嫌がらせや有害な慣行、その他あらゆる形態の暴力を受けずに暮らせるようにするため、私たちが結束し行動を起こす時だ」と呼びかけた。

・嫡出否認「夫のみ」合憲

11 月 29 日神戸地裁は 4 人の女性が、生まれた子と夫との間に「父子関係がない」とする「嫡出否認」を夫だけに認める民法の規定は法の下での平等に反すると訴えていた。

30 年前に夫の暴力から逃れ離婚が成立する前に別の男性との間に生まれた子の出生届

けが受理されず、元夫に嫡出否認を訴え出してもらうのも難しく、長女とその子ども 2 人は昨年まで無国籍でした。国会が民法改正をしなかった立法不作為のため、無国籍を強いられ精神的苦痛を受けたと主張。国側は「父子関係を早期に確定する嫡出推定制度には合理性がある」と請求棄却を求めています。

判決は、規定の「合理性」を肯定する一方、配偶者の暴力からの保護を与える法整備などが必要だと指摘。こうした対策が無ければ仮に妻に嫡出否認の訴えの提訴件を認めても、行使困難なことがあると考えられるとのべました。原告は高裁への控訴を表明。

・婦団連が国へ要請

11 月 29 日に日本婦人団体連合会 (婦団連) は、民法と戸籍法の改正を求める要請書を内閣府と法務省に提出し、早期実現を訴えました。要請内容は、①女性の婚姻最低年齢の引き上げ、②再婚禁止期間の廃止、③選択的夫婦別姓制度の導入、④婚外子とその母親への全ての差別撤廃です。

これは国連の女性差別撤廃委員会から何度も勧告され、フォローアップ (追加勧告) を求められている

これからの活動

2018 年 1 月 10 日 (水) 幹事会 10:15~

すくらむ 21

2 月 12 日 (月祝) ご縁楽市市民活動センター参加

活動日誌

11 月 10 日 通信印刷・発送

11 月 15 日 (水) 幹事会 13:30~市民活動センター

12 月 6 日 (水) 幹事会 10:00~すくらむ 21

12 月 9 日 兵頭ゼミ合同発表会 (保育・労働)

参加 13:00~ 専修大学 2 号館 202

12 月 10 日 (日) ご縁楽市説明会

市民活動センター 10:00~12:00

12 月 10 日 呉さんと川崎公害についての話し合い

11:30~14:00 (市民活動センター)

12 月 14 日 (水) 防災寸劇参加 幸市民館

12 月 16 日 (土) ワーカーズネット設立総会

参加 14:00~17:00 専修大学 979 号室